



## 「ワーク・ライフ・バランス宣言」

従前より銀行は、時間外勤務、休日勤務が多い企業の代名詞と言われて来ました。

今日、銀行業務が高度化し、私生活では少子高齢化が急速に進展する中、仕事と生活の調和なくして、業務に対するモチベーションの維持が難しい時代になっています。

平成 17 年に次世代育成支援対策推進法が施行され、当行では「再雇用制度の新設」、「育児休業制度の改正」、「短時間勤務制度の新設」、「男性職員の育児休業取得」等の支援策を講じ、職員が仕事に専念出来る環境の整備に努めて参りました。その成果が実り、本年 6 月には、山口労働局より「子育てにやさしい企業」として山口県内で初めてになる 2 回目の認定を受けました。

又、本年創立 80 周年を迎えられたことは当行が地域の皆様から信頼され、必要とされているからだと考えます。これからは「地域のお役に立つ銀行」としてワーク・ライフ・バランス制度を推進し、制度の啓発・普及活動を行うことにより地域社会から期待に応えられるように経営品質の向上に努めて参ります。

今後も、個人の多様な価値観とライフスタイルを尊重し、個人生活の充実が仕事への活力に結びつくよう、更なる環境の整備を図るべく、ここに、「ワーク・ライフ・バランス宣言」をいたします。

平成 22 年 9 月

株式会社 西京銀行

取締役頭取

平岡 英雄